

刑事判例研究 (2)

中央大学刑事判例研究会

被告人が、アルコールの影響により正常な運転が困難な状態で自車を走行させたことにより、歩行中の被害者らに気付かないまま、同人らに自車を衝突させ、同人らに傷害を負わせて死亡させるなどした危険運転致死傷、道路交通法違反被告事件につき、控訴審判決が、懲役二年を言い渡した第一審判決を維持し、控訴を棄却したため、被告人が上告した事案において、上告趣意のうち、判例違反をいう点は、事案を異にする判例を引用するものであって、本件に適切でなく、その余は、憲法違反をいう点を含め、実質は単なる法令違反、事実誤認の主張であって、刑事訴訟法四〇五条の上告理由に当たらないとし、上告を棄却した事例

根 津 洸 希

〔最一決平成二九年四月一八日決定 平成二八年(あ)第九四号 LEXDB 25546127 (札幌高裁)
平成二七年二月八日判決 平成二七年(う)第一四一号 LEXDB 25541866〕

【事実の概要】

1 認定事実

被告人は、事故前日の正午頃に起床して夜間勤務を終えた後、睡眠をとらずに、事故当日の午前四時三〇分頃にビーチに到着し、その後、正午過ぎ頃までの七時間半近くの長時間にわたって、つまみを口にすることもなく、分かっているだけでも生ビール中ジョッキ四杯、三五〇ミリリットルの缶酎ハイ四、五缶、焼酎のお茶割り一杯といったお酒を断続的に飲み続け、泥酔して完全に酔い潰れてしまい、二時間程度寝込んでしまった。目を覚ましてからも、シャワーを浴びた後の着替えがないという理由で、客席からも見える海の家の厨房内に下半身も露わになった全裸のまま入り、店の関係者から注意されるなど、第三者から見ても、まだ酒が残って酔っていると窺われるような行動をとっていた。運転開始直前、最後に酒を飲んでから四時間半程度経過した時点においても、まだ二日酔いのような状態であり、体に酒が残っている感覚があった。

このような状態で、被告人は車の運転を開始し、ビーチを出て丁字路を曲がり、見通しの良い直線道路を走行した。被告人は、角を曲がってから車の速度を上げ、概ね時速五〇ないし六〇キロメートルの速度を維持しながら車を進行させた。この間、被告人は、直線道路に入ってから間もなく、スマートフォンを取出して、スマートフォンの操作をするため、顔を真下に向けて、画面に目を落としていた。五秒程度画面を見つけて操作をした後、対向車の有無を確認するため一瞬だけ顔を上げて右斜め前方直近に視線を向けたが、再び画面に目を落として四、五秒間画面を見続けながら操作を続け、更にもう一度同様に一瞬だけ顔を上げてから再び画面を注視して操作を続けるなどし、四、五秒程度経過したところで、前方の道路左側を二列に固まって同一方向に歩いていた本件被害者四名に気付かないまま、同人らに自車左前部を衝突させ、うち三名を死亡させ、一名に傷害を与えた。

これについて検察官は、被告人が「アルコールの影響により正常な運転が困難な状態で自動車を走行させた」として危険運転致死傷罪の成立を主張した。

2 審理経過

第一審の札幌地裁は、前記事実を認定し、「アルコールの影響により正常な運転が困難な状態」を「前方を注視してそこにある危険を的確に把握して対処することができない状態」と解するのを前提とした上で次のように判示した。

「時速五〇ないし六〇キロメートルという速度で車を走行させながら、一五ないし二〇秒程度の間、下を向き続けるなどという運転の態様自体が、『よそ見』というレベルをはるかに超える危険極まりない行動としか言いようがない。一、三秒ならまだしも、およそ『よそ見』とは次元が異なる。事故の恐怖を感じることもなく、こうした運転ができること自体が異常であるし、携帯電話の画面を見ながら運転することがある人にとっても、ここまでの危険な行為は自殺行為に等しく、正常な注意力や判断力のある運転者であれば到底考えられないような運転である。このような運転の状態が、『前方を注視してそこにある危険を的確に把握して対処することができている状態』と対極にあることは、誰が見ても明らかである。したがって、被告人は、本件の当時、道路交通の状況等に応じた運転操作を行うことが困難な心身の状態、すなわち、正常な運転が困難な状態にあったことが客観的に見て明らかといえる。

そして、被告人がこれほどまでに異常な運転をしたのは、表面的にはスマートフォン熟练操作に熱中したことによるものであるが、それは、とりもなおさず、運転をする者の務めとして常に前方の安全を確認しながら車を走行させなければならないという最も基本となる注意力や判断力をほぼゼロに等しいくらいに失っていたからにはかならない。被告人自身、この道路の人通りが少ないとはいえ、歩行者が通ることもあることは分かっていたというのに、本件では、まずスマートフォンを操作しようとする段階から、歩行者の確認という点につき全く意識すらしていなかったというのであって、このことから、被告人の注意力等が著しく減退していた様子を見て取ることができる。さきに見たとおり、酒の影響による体調の変化を本人が自覚するほど被告人に酔いが残っていたことを併せ考えると、このような単なる油断では説明の付かないような著しい注意力の減退や判断力の鈍麻は、常識的に見て、まさにその酒の影響によるものとしか考えられない。」

これに対し、被告人が訴訟手続きの法令違反、事実誤認及び法令適用の誤り、量刑不当を理由として控訴した。

原審の札幌高裁は訴訟手続きの法令違反、量刑不当の論旨には理由がないとし、事実誤認及び法令適用の誤りの論旨につき、最高裁平成二十三年一〇月三十一日第三小法廷決定を引用しつつ、原判断に誤りはないとして次のように判示した。

「『アルコールの影響により正常な運転が困難な状態』とは、アルコールの影響により道路交通の状況等に応じた運転操作を行うことが困難な心身の状態をいい、アルコールの影響により前方を注視してそこにある危険を的確に把握して対処することができない状態もこれに当たると解される。そして、その判断に当たり、事故の態様のほか、事故前の飲酒量や酩酊状況、運転状況、事故後の言動、飲酒検知結果等を総合的に考慮すべきである（最高裁平成二十一年（あ）第一〇六〇号同二十三年一〇月三十一日第三小法廷決定・刑集六五巻七号一一三八頁参照）。

幅員が狭く歩車道の区別がないなどの本件道路の状況や日中の時間帯であったことなどを踏まえると、正常な注意力や判断力を保持している運転者であれば、スマートフォン画面を見ながら自動車を運転するだけで、あえて危険な運転をしているという自覚を伴うはずであるから、運転中に、進路前方に車両や人等が存在しないか、それらに自車を衝突させる危険がないかという危険が念頭から離れないのが通常というべきである。しかるに、被告人は、時速五〇ないし六〇キロメートル前後という相当な速度で自動車を走行させながら、一五秒ないし二〇秒に及ぶ時間にわたり、ほぼ進路前方を見ることがなく下を向き続けていたものであり、相当な時間にわたり、自分が負傷する危険等を含め、交通事故を発生させる危険性に対する配慮がおよそ念頭から抜け落ちていたものと見るほかない。このように、正常な状態にある運転者として通常は考え難い運転態様の異常さからみて、被告人が、本件当時、アルコールの影響により、前方を注視してそこにある危険を的確に把握して対処することができない状態、すなわち道路交通の状況等に応じた運転操作を行うことが困難な心身の状態にあったものと認められる。」

これに対し、被告人が上告した。

【決定要旨】

本件上告を棄却する。弁護人の上告趣意のうち、判例違反をいう点は、事案を異にする判例を引用するものであって、本件に適切でなく、その余は、憲法違反をいう点を含め、実質は単なる法令違反、事実誤認の主張であって、刑法四〇五条の上告理由に当たらない。

よって、同法四一四条、三八六条一項三号、刑法二一条により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

【研究】

一 問題の所在

本件最高裁は、原審札幌高裁の判断を少なくとも結論において支持しているものと考えられるが、原審における争点は、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律二条一号、「アルコール又は薬物の影響により正常な運転が困難な状態で自動車を走行させる行為」の適用の可否であった。

本件事案において、被告人は自動車を約五〇キロメートルから六〇キロメートルで走行させているあいだ、約一五秒から二〇秒間スマートフォン画面を注視し、前方確認を怠ったため本件被害者らに衝突し、三名を死亡、一名に傷害を与えている。一見すると、本件事故は被告人がスマートフォンを注視するという、前方注視義務違反により生じているようにも考えられうる。もしそうであれば、せいぜい刑法上は過失犯の成立が検討されうるにすぎない。それゆえ、この運転態様が危険運転致死傷罪に該当するためには、まずはこの約一五秒から二〇秒間スマートフォンを注視しての運転が、「正常な運転が困難な状態」でなされた運転であるといえるかが問われねばならない。

また、たとえそのような運転態様が「正常な運転が困難な状態」でなされた運転であるといえたとしても、更なる問いとして、その「正常な運転が困難な状態」でなされた運転は、アルコールの影響によってもたらされたものであるのか問題となる。すなわち「正常な運転が困難な状態」の原因がアルコールの影響にあるといえるか、である。

二 法制審議会における説明並びに学説状況

前者の「正常な運転が困難な状態」の解釈について、法制審議会における説明によれば、「道路及び交通の状況、運転車両の性能などに応じた運転操作を行うことが困難な心身の状態」をいうものとされる。これは道交法上の「酒気帯び運転」にいう「正常な運転ができないおそれがある状態」といった、正常な運転ができない可能性では足りず、たとえば酒酔いの影響によつて前方注視が困難となる、ハンドル・ブレーキ等の操作の時期やその加減について、これを意図した通りに行うことが困難な状態であるといった、現実に正常な運転が困難であるという事実が要求される。⁽²⁾

学説においてはその認定基準について若干理解に差が見られる。すなわち、呼気や血中に含まれるアルコールの保有量についての客観的な基準を数値化し、ガイドラインとすることで判断を明確化させるべきとする岡野光雄博士の見解⁽³⁾、先述の立法趣旨に鑑みて、ただ酔っ払つていて正常な運転ができないおそれがあるだけではなく、より厳格に「とても正常な運転のできる状態ではない」ことまで要求すべきであるという中山研一博士の見解⁽⁴⁾、あるいは同様に立法趣旨に鑑みて、飲酒による運動機能の低下を重視して、「事故を起こしたときにフラフラの状況であつて、とてもこれは正常な運転のできる状態ではない」場合に限定すべきであるとする西田典之博士の見解⁽⁵⁾がそれぞれ主張され

ている。

学説を概観すると、「正常な運転が困難な状態」という文言をいかに明確化し、適用範囲を限定するかといったことがその関心事であるように思われる。その際に各論者が注目しているのは、身体のアアルコール保有量から視覚機能への影響を推定するだとか、フラフラともいえるほどアルコールにより運動機能が低下しているといった、運転者の身体能力の低下であるように思われる。

三 「正常な運転が困難な状態」についての先例

法制審議会における説明と学説状況は以上のとおりであるが、では実務はこの点をどのように解しているのだろうか。「正常な運転が困難な状態」についての先例としては、本件札幌高裁も引用している最高裁平成二三年一〇月三一日第三小法廷決定が挙げられる。

同件はいわゆる福岡飲酒運転三見死亡事故として世間の耳目を集めた事件の上告審決定である。事案と審理経過は、大要して次のとおりである。

被告人はアルコールの影響により正常な運転が困難な状態で、夜間、海上の直線道路を時速約一〇〇キロメートルで自動車を走行させたことにより、通常であれば衝突の約九秒前には視認可能であった先行車両に自車を追突させ、その衝撃により先行車両を海中に転落・水没させ、先行車両に乗車していた幼児三名を死亡させ、その両親にも傷害を与えた、という事実で起訴された。

これについて第一審福岡地裁は、被告人の主張、すなわち「追突の原因は脇見運転であり、追突直前の約八秒間、

よそ見をしていた、これにより先行車両の発見が遅れたためである」という旨の主張を容れ、脇見を過失とする業務上過失致死傷が成立するに過ぎないとした。

これに対し第二審福岡高裁は、本件道路の形状からして約八秒間も脇見をして走行することは不可能である旨の報告書を採用し、被告人のよそ見の主張を退けた。したがって、被告人は前方を注視していたものとされ、前方を注視していながらも約九秒前から視認可能な先行車両に気付かずには衝突したのは、視覚機能に問題があったからにほかならず、「アルコールの影響により正常な運転が困難な状態」であったと判断された。

そして最高裁判平成二三年一〇月三一日第三小法廷決定は、被告人の脇見の可能性を排除できないとしつつ、次のように判示して、危険運転致死傷罪の成立を肯定した。

「『アルコールの影響により正常な運転が困難な状態』であったか否かを判断するに当たっては、事故の態様のほか、事故前の飲酒量及び酩酊状況、事故前の運転状況、事故後の言動、飲酒検知結果等を総合的に考慮すべきである。

被告人が、自車を時速約一〇〇キロメートルで高速度走行させていたにもかかわらず八秒程度にわたって被害車両の存在を認識していなかった理由は、その間終始前方を見ていなかったか、前方を見ることがあっても被害車両を認識することができない状態にあったかのいずれかということになる。認識可能なものが注意力を欠いて認識できない後者の場合はもちろんのこと、前者の場合であっても、約八秒間もの長い間、特段の理由もなく前方を見ないまま高速度走行して危険な運転を継続したということになり、被告人は、いずれにしても、正常な状態にある運転者では通常考え難い異常な状態で自車を走行させていたというほかない。

『アルコールの影響により正常な運転が困難な状態』とは、アルコールの影響により道路交通の状況等に応じた運

転操作を行うことが困難な心身の状態をいうと解されるが、アルコールの影響により前方を注視してそこにある危険を的確に把握して対処することができない状態も、これに当たるといふべきである。

そして、本件は、飲酒酩酊状態にあった被告人が直進道路において高速で普通乗用自動車運転中、先行車両の直前に至るまでこれに気付かず追突し、その衝撃により同車両を橋の上から海中に転落・水没させ、死傷の結果を生させた事案であるところ、追突の原因は、被告人が被害車両に気付くまでの約八秒間終始前方を見ていなかったか又はその間前方を見てもこれを認識できない状態にあったかのいずれかであり、いずれであってもアルコールの影響により前方を注視してそこにある危険を的確に把握して対処することができない状態にあったと認められ、かつ、被告人にそのことの認識があったことも認められるのであるから、被告人は、アルコールの影響により正常な運転が困難な状態で自転車を走行させ、よって人を死傷させたものといふべきである。」

この決定の論理構造を今一度要約すると次のようになる。証拠上、八秒の間脇見をしたことにより追突したのか、前方を注視していながらも追突したのかは明らかではないが、後者の場合にはアルコールの影響によつて視覚機能が低下しており、前者の場合であっても時速一〇〇キロメートルで走行しているのに八秒も脇見をすること自体が異常な運転態様であつて、どちらであろうとアルコールの影響により正常な運転が困難な状態で自転車を走行させたといえる、という択一認定である。

この決定においては脇見運転であつたとしても、アルコールの影響により前方を注視してそこにある危険を的確に把握して対処することができない状態には変わりがないとして、アルコールの影響により正常な運転が困難な状態と評価しうるとされている。そこでは、被告人の視覚機能の低下や運動機能の低下といった、運転者の身体能力面がア

アルコールの影響によって害されているから、という理由ではなく、「正常な状態にある運転者では通常考え難い異常な状態」という、やや抽象的な表現がなされている。これについては本決定の補足意見が解説しているところである。すなわち同事件における被告人の異常性とは、とくに気をひかれる光景もなかったにもかかわらず、八秒間も先行車両に気付かなかったという、著しい注意能力の弛緩、判断能力の鈍磨であるという。補足意見はここで「能力」という語を用いてはいるものの、この「注意・判断能力」は学説が着目するところの身体能力とは異なり、むしろ「危機感の無さ」といった心理的態度であるように思われる。この決定は、「アルコールの影響により正常な運転が困難な状態」の認定に際しては、アルコールによる身体能力の低下のみならず、心理的態度に与える影響も考慮事情に含めうる可能性を開いたものと考えられよう。

四 本件の判断

以上を踏まえ、本件最高裁の判断を見ていきたい。本件最高裁は職権判断をせず、上告棄却と決定するのみである。それゆえ、最高裁の立場として、札幌高裁の判断について、その理論構成までを含めて是認しているのか、判決に影響を及ぼすほどの誤りはないとして結論において妥当であると考えているのかは、公刊物からは読み取ることができない。

しかしながら、本件決定要旨には「実質は……事実誤認の主張であって、刑訴法四〇五条の上告理由に当たらない。」とあることからすると、上告趣意には実質的には事実認定にかかわる内容が含まれていたと推察される。無訟論、推論の域を出ないが、本件において事実誤認を主張するのであれば、概ね考えられるところとしては、①正常運転

困難状態の認定、②アルコールの原因性の認定、③スマートフォンを注視していた時間の長さ、④故意の存否、これらにかかわる点ではなからうか。

これらの点について、最高裁は「刑訴法四〇五条の上告理由に当たらない」として、専ら形式的な理由で棄却しているため、上告趣意における実質的な事実誤認の主張について全く理由がないものと考えているのか、上告趣意に一定理あるものの、判決に影響を及ぼすほどではないと考えているのかは、やはり読み取れない。しかしながら、逆に言えば前記の点について、原審の判断には判決に影響を及ぼすほどの事実誤認はないと判断したということであるから、いまいちど原審札幌高裁の判断を詳細に検討することには意味があるう。

原審札幌高裁は、事案の概要にて紹介したとおり、第一審の判断に誤りはないものとしている。そして前述の最高裁平成二三年一〇月三一日第三小法廷決定のように被告人の「正常な状態にある運転者として通常は考え難い運転態様の異常さ」を指摘している。

原審が維持した第一審の判断の構造は、この二〇秒間のスマートフォン注視という異常な運転態様から、まず正常な運転が困難な状態であったとし、その上でこの異常性はアルコールの影響に起因することが明らかであるとして、アルコールの影響により正常な運転が困難な状態であると判断している。正常運転困難性とそのアルコール原因性という二段階の判断構造をとっているように読むことができよう。

これに対し札幌高裁は、判文を見ると、札幌地裁の判断を支持しつつも「正常な状態にある運転者として通常は考え難い運転態様の異常さ」を指摘して、そこから直接「アルコールの影響により正常な運転が困難な状態」を導き出している。これは一見すると、地裁の二段階判断構造を採用せず、結論においてのみ支持したようにも見える。

しかし、札幌高裁は以上の判示にくわえ、控訴趣意に依えている箇所をみると、二段階判断構造を前提に判断しているように思われる。

控訴趣意における弁護人の主張は、①全裸で厨房に立ち入ったのは自分の服を探すためであって、考えられない行動ではないこと、②事故の直前と、事故後にも適切な運転をしており、正常な運転が困難であったとはいえないこと、③原審は二〇秒間のスマートフォン注視と認定しているが、五秒に一度程度の頻度で前方を確認していること、④普段からスマートフォンを注視して運転することもあり、スマートフォン注視はアルコールの影響ではないこと、これら四点である。これに対し札幌高裁は、①服が見当たらなければ再度水着を着てから探すが常識であって、このことは被告人が常識的な判断すらできない状態であったことの証左である、②本件事故現場は運転開始からせいぜい数百メートルに過ぎず、適切な運転をしていたことの証拠にはならないし、事故の衝撃による覚醒効果を考えれば、事故後の運転でほかの事故を起こさなかったことは被告人の酔いの程度を覆すものではない、③一瞬前を見ただけで前方の情報が得られるのは、進路前方の安全の有無等を確認しようという意識があるときであって、本件被告人は単に顔を上げたのみであった、④普段は二〇秒間に及ぶような長い時間は見ないと被告人自身供述している、として所論を採用できないとした。

おそらく控訴趣意が主張するところを考えるに、①と②は酔いの程度や正常運転困難性を否定しようという主張であろう。また③は、原審が二〇秒という長時間を異常性の根拠としているところ、前方を五秒に一度確認しているから、せいぜい五秒程度の脇見に過ぎず、そこまで異常であるとはいえないと主張したかったのであろう。

重要なのは④の主張と、それに対する札幌高裁の説示である。④の主張の意図は、スマートフォンを注視しての運

転は、普段から行っているところであってアルコールの影響が原因であるとはいえない、というところにあったのであろう。これに対し札幌高裁は、二〇秒という時間に着目し、普段から二〇秒間もスマートフォンを注視しているわけではない旨の被告人供述から、普段の脇見の延長であるとはいえず、やはりアルコールの影響が原因であったとしている。

所論に応える中で、ではあるが、正常運転困難性とアルコールの影響の原因関係についての区別が前提となつてい
ると思しき言及があり、結果と正常運転困難性の因果関係判断、正常運転困難性とアルコールの影響の原因関係判断
という二段階判断が維持されているように思われる。本件では、「二〇秒のスマートフォン注視」という事情が、正
常運転困難性を推認させる事情にも、またアルコールの影響の原因関係を判断するための事情にも用いられているた
め、この区別が見えにくくなっているものと考えられる。

以上から札幌高裁が、被告人のアルコールの影響により正常な運転が困難な状態を認めたロジックは、大要次のよ
うにまとめることができよう。

本件事故原因は約二〇秒間にわたってスマートフォンを注視し、前方を見ていなかったことによる前方不注意であ
る。しかしながら、時速五〇キロメートルから六〇キロメートルというスピードで約二〇秒間も前方を見ないとい
うこと自体、異常かつ危険な運転であるといえる。その意味で、この運転は正常な運転であるとはいえず、この異常な
運転態様から正常な運転が困難な状態であったことが推認され、まず一段階目として、正常な運転が困難な状態であ
ったとの認定がなされている。また、この異常な運転態様は、普段からスマートフォンを見ながら運転することもあ
るといふ被告人の言についても、普段から約二〇秒間にわたってスマートフォンを注視しているわけではなく、この

ような長時間であったことは結局のところアルコールの影響で注意力・判断力あるいはいわば危機感が著しく減退していたからであるといえる。それゆえ、二段階目として、この正常運転困難状態についてアルコールの影響が原因であると認定されている。総合して、飲酒によるアルコールの影響で生じた、約二〇秒のスマートフォン注視という異常な運転から推認される正常運転困難状態により生じた危険が結果に結実しているといえるため、「アルコールの影響により正常な運転が困難な状態」であり、したがって危険運転致死傷罪の成立を肯定したのである。

五 若干の検討

先にも述べたとおり、最高裁は前記札幌高裁の判断に関し、何ら詳細な説示をすることなく上告棄却をしているため、少なくとも公刊物からは本件に対する最高裁の詳細な立場を読み取ることができない。

しかしながら、本件札幌高裁は最高裁平成二三年一〇月三二日第三小法廷決定を引用しつつ、その判断方法を踏襲した総合考慮によって結論を導いている。それゆえ、最高裁としてはこの札幌高裁の判断に対し少なくともその結論において異論がないため、職権判断なしの上告棄却決定をしたのであろう。

しかし、この総合考慮においてはいかなる考慮がなされるのであろうか。本件において着目すべき点は、二〇秒のスマートフォン注視という点である。札幌地裁の判文においては「二〜三秒ならまだしも……」という記述もあるように、このような脇見の事案においてはどこまでが通常の脇見であり、どこからが異常な脇見になるのがこの総合考慮において問題となる。

この点、福岡高裁平成二六年二月二七日判決は「時速一一〇キロメートルで二秒の脇見」を異常であるとして危険

運転を肯定している。本件は二〇秒という長時間ではあるものの、スピードが時速五〇〜六〇キロメートルにとどまることから、「二〜三秒なら……」という表現になったのであろう。それゆえ、脇見の異常性判断は、速度と時間というふたつの変数の組み合わせにも影響を受けるものと考えられる。

また、本件札幌高裁の判断は、「視覚機能」「運動機能」を正面からはあまり問題とはせず、その運転態様の「異常性」に着目して結論を導いている。このような判断の萌芽は、前述の最高裁平成二三年一〇月三十一日第三小法廷決定に見られるところである。すなわち「約八秒間の脇見運転はそれ自体異常である」旨の判断がそれである。この決定に対してはまさにこの点、「視覚機能」「運動機能」といった身体能力ではなく、その前提となるような注意能力のような心理的態度を理由として危険運転致死傷罪を肯定した点に批判が向けられたこともあった。「アルコールの影響により前方を注視してそこにある危険を的確に把握して対処することができない状態」をも危険運転致死傷罪によって捕捉するというのは、拡張的な解釈であり、立法者意思を超え出るのである、という批判がそれである。⁶⁾

しかしながら、「視覚機能」「運動機能」に問題がなくとも正常な運転が困難な状況というのは想定可能ではないか。身体各機能にはそこまでの影響がなくとも、アルコールの影響で気持ちが大きくなり、通常のドライバーからすればおおよそ理性的であるとはいえないような運転をすることもありうると思われるところだからである。このような場合を立法者は本当に除外しようとしていたのであろうか。そもそも正常な運転というのは、正確な危険予測や一定の緊張感といった心理的態度に基づいて、交通状況を視認し、視認した情報に基づき自らの運動機能により自動車を身体的機能によって制御することであって、後二者の視認・運動機能だけが重要であると考えざる必然性はない。アルコールの影響で気が大きくなって危険予測ができない、あるいは危機感が薄れているがゆえに、前方を注視して

そこにある危険を的確に把握して対処することができない状態であるといえるならば、最早それは正常な運転ができる状態ではないのであって、そのことは「アルコールの影響により正常な運転が困難な状態」という法の文言にも矛盾しない。また立法当時から当局の説明として「道路及び交通の状況、運転車両の性能などに応じた運転操作を行うことが困難な心身の状態」といわれていたところを見ると、当初から心理的態度の異常性から正常運転困難状態を肯定することも排除されていたわけではないと推察される。それゆえ、「立法者意思を超える」という批判はあたらな

いと考える。本件は事例判断ではあるが、心理的態度の異常性を正常運転困難状態の認定事情に用いても良いということを確認したと見ることができであろう。

なおこの心理的態度から正常運転困難状態を認定するという認定方法は、本件の後に出された旭川地裁平成二九年七月六日判決においてもなされている。同判決は、被告人の「視覚機能」「運動機能」「心理的態度」それぞれを検討し、視覚機能と運動機能には特段の支障はない旨判示しつつ、アルコールの影響で「自制心が低下していた」として正常運転困難状態を肯定し、危険運転致死罪を肯定している。本件札幌高裁の判断が同判決に影響を与えているかは知りようもないが、少なくとも実務上、運転者の身体能力ではなく心理的態度から正常運転困難状態を認定するという方法は共有されていると見てよいように思われる。

なお、本件では故意については争われていないが、本件の故意の認定方法に問題があるとする評釈も存するため、一応付言しておく。

同評釈によれば、本件はスマートフォン注視による前方注視能力の欠如が問題となった事案であるから、本件において故意を肯定するためには、行為者が自らの前方注視能力の欠如を認識していなければならぬとされる。すなわ

ち、行為者は少なくとも「一定程度の時間」スマートフォンを注視し続けたことの認識または当該行為の異常性の認識を有していなければならないところ、この点については認定がなされぬまま故意が肯定されているために、故意の認定方法として妥当ではない、というのである。

たしかに、二〇秒間のスマートフォン注視を本事案における実行行為であると解すれば、故意を肯定するためには、二〇秒間のスマートフォン注視という事情に対する、少なくとも未必的な認識が要求されよう。なぜなら、この理解によれば、本件においてはこの二〇秒間のスマートフォン注視こそ、正常運転困難性すなわち当該危険運転の実行行為の危険性を基礎付ける事情だからである。

しかしながら、本件における危険運転の実行行為は、この二〇秒間のスマートフォン注視運動だけなのであるか。判文においては、この二〇秒間のスマートフォン注視という事情から危機感の異常な欠如を見出し、正常運転困難性を推認する事情として用いたり、普段から二〇秒間もスマートフォンを注視しないであろうという点から、アルコールの影響の要因性を推認させる事情として用いているのは先に述べたとおりであるが、この事情だけをもって実行行為と見ていると窺わせるような記述はない。¹⁰⁾

むしろ本判決は、①前日からの疲労の蓄積を窺わせる事情、②摂取した酒量、③飲酒後の異常行動などを細かく認定しており、運転開始時点で正常な運転が困難な状態であったことを認定している。そして④二〇秒間のスマートフォン注視という事情をもって、この運転開始時からの正常運転困難状態が事故時まで継続していたことを認定したのである。

故意を肯定するためには、正常運転困難性を基礎付ける事情を認識していなければならないとされるが、必ずしも

危険性を基礎付ける事情の全てを認識している必要はないと考えられる⁽¹⁾。本件では①～③の事情に対する被告人の認識が認定できたため、故意として欠けるところはないと判断されたのであろう。

六 本件の意義

原審札幌高裁においては「正常な運転が困難な状態」について、アルコールの運転者の身体能力への影響のみならず、心理的態度への影響をもその認定事情として用いて良いことが確認されている。また、脇見の事案においては、脇見をしていた時間と、その際の進行速度との勘案によって異常性が判断されるということも、間接的にはあるが明らかとなった。このような原審の判断方法に対し、最高裁の立場は必ずしも明らかではないが、少なくとも結論においては是認している。この判断方法についての最高裁の立場の詳細は、今後の事案の集積によって明らかとなるう。

- (1) 札幌地判平成二七年七月九日（平成二六年（わ）第六四四号）LEXIDB 2547429
- (2) 法制審議会刑事法（自動車運転による死傷事犯関係）部会第一回議事録（平成一三年六月二八日）。
- (3) 岡野光雄「危険運転致死傷罪」に関する一考察」研修六四八号三頁以下。
- (4) 中山研一「危険運転致死罪と業務上過失致死罪との関係（下）——最近の判例を素材として——」判例時報二二二三号三頁以下。
- (5) 川端博・西田典之・河村博・笠井治「《緊急特別座談会》危険運転致死傷罪を新設する刑法の一部改正をめぐって」現代刑事法三六号七六頁以下。

(6) 豊田兼彦「危険運転致死傷罪の成立が肯定された事例」法学セミナー六八五号二二二頁。

(7) 法制審議会刑事法(自動車運転による死傷事犯関係)部会第二回議事録(平成一三年七月一日)。

(8) 石井徹哉「自動車運転処罰法における『アルコールによる正常な運転が困難な状態』の認識」法律時報八八巻七号一一頁以下。

(9) 本判決は二〇秒もスマートフォンを注視するという異常な心理的態度から正常運転困難性を肯定したのであって、前方注視能力といった身体能力の低下にはあまり注目していない点については先に述べたとおりである。よって同評釈によるこのような事案の整理には賛同できないことを付言しておく。

(10) 本件における実行行為を二〇秒間のスマートフォン注視であると解するものとしてほかにも、杉本一敏「アルコール・薬物影響危険運転致死傷罪の実行行為・故意・責任能力」『刑事法学の未来(長井圓先生古稀記念)』二八五頁以下。なお私見によれば、本件実行行為は運転開始時から始まっていたと考えられる。文言上も「アルコールの影響により正常な運転が困難な状態で自動車を走行させた」とあるため、運転開始時点で既に酩酊し正常な運転が困難な状態であった以上、運転開始と同時に実行行為が開始されたものとみるのが素直であるように思われる。直後の本文でも述べているとおり、本件札幌高裁の挙げている認定事情をみると、私見の理解に親和的であるように思われる。それゆえ、故意を認定するために必要なのは「二〇秒間スマートフォンを注視しての運転」についての未必的認識だけではないと考える。もし本件で故意を認定するために「二〇秒間スマートフォンを注視しての運転」についての未必的認識を要すると解すると、①「自分はしばらくスマートフォンを見ている」ということを認識していなければならぬことになり、「スマートフォンを見る私」を見る私」のような「認識の認識」が要求されてしまい、このような認識をもつことはアルコールの影響がなくとも難しく、②正常な運転が困難なほどに酩酊している場合、自分が正確に何秒脇見をしているかなど到底知りえず、「二〇秒も見えていない。ほんの一瞬だと思った」という被告人の抗弁により容易に故意が阻却されてしまうため、不都合である。無論、「二〇秒間スマートフォンを注視しての運転」についての未必的認識があれば、これは故意を肯定する事情として用いて良いのは言うまでもないが、この認識だけが故意を肯定する必要十分条件ではないはずである。

(11) これはたとえば、通常の殺人罪の事例において、「ナイフの切っ先を相手に突き刺す」ことへの認識があれば、危険性を基礎付ける事情の認識としては十分であり、「このナイフを最後に研いだのはいつだったか、どれだけの切れ味か」または

「実際には何センチメートル突き刺さったのか、心臓には到達したのか、出血量は何ミリリットルか」などといった事情までをも全て把握していなければならぬわけではないことからも明らかである。

(本学大学院法学研究科博士課程後期課程在籍)